

- ▶1、2P 令和7年度通常総代会の開催、理事長あいさつ
- ▶3P 財務状況と予算
- ▶4P 事業の報告、今後の事業予定
- ▶5P お知らせ①、お知らせ②

▼五ヶ村落の桜と菜の花（加須市今鉾地区）



備前堀土地改良区だより

令和7年度 通常総代会の開催

令和8年3月 24日(火)に騎西コミュニティセンター(騎西総合支所内)において、令和7年度の通常総代会を開催しました。今回の総代会では、「令和8年度予算」、「令和8年度賦課金・除外決済金」など5議案を提案し、すべて原案のとおり承認可決され閉会しました。

■通常総代会 理事長あいさつ

備前堀土地改良区 理事長 小坂 裕



令和7年度通常総代会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、総代の皆様方には年度末の何かとお忙しい中お集まりいただき厚く御礼申し上げます。また、日頃より当土地改良区の運営、土地改良事業の推進、さらには地域の農業振興にご尽力を頂き敬意を表します。

また、本日、ご来賓としてご出席いただいております、加須市長 角田様の代理で田嶋様、埼玉県加須農林振興センター所長 木村様の代理で沼尻様、衆議院議員 野中様の代理で山崎様、埼玉県土地改良事業団体連合会常務理事 稲葉様には、年度末で何かとお忙しい中ご臨席を賜りありがとうございます。ご来賓の皆様には、常日頃、当土地改良区に対しまして、格別のご指導・ご支援を頂いておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は「令和の米騒動」といわれたように、急激な米価の高騰により、生産者には一定の増収と生産意欲の向上が図られたものの、一方で食料供給の安定性が損なわれるなど、農業だけでなく社会全般に大きな影響を及ぼしたところです。また、農業を取り巻く環境は、生産者の高齢化・担い手不足に加え、夏季の高温少雨などの気象条件の変化、一昨年の「カメムシ被害」など自然条件による課題への対応、さらには物価高騰による農業資材、燃料費など生産コストの上昇など、引き続き厳しい状況にあります。

このような中、当土地改良区では、組合員の皆様の負託にこたえるべく、「良好な営農環境の提供」を念頭に、業務に取り組んでおります。特に、今年度におきましては、地域からの要望もあり、長年の懸案でもありました 加須市上崎地区の「古策田落の水路整備」が、令和7年度をもってすべて完了したところでございます。これをもって当土地改良区が管理する水路で未整備の地区がなくなり、概ね良好な水環境が整えられたと認識しております。地域の総代さん、役員さんはじめ、関係する組合員さんには、いろいろご協力いただき、大変ありがとうございました。今後は、維持管理が中心となってまいります。取り組むべき課題は山積みであります。引き続き、地域との連携を図りながら、課題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

それでは、本日、提案いたします議案のうち、主なものを申し上げます。当土地改良区の現状は、管理水路は5つ、総延長約24km、受益面積約1,484ヘクタール、組合員数2,809人でございます。まず、令和6年度事業報告及び収支決算等についてですが、昨年8月5日に監事さんに監査をいただき、「適正」である旨の報告をいただいております。次に、令和8年度の賦課金についてですが、物価高騰により、維持管理経費は年々増大しておりますが、併せて生産コストも上昇している現状を鑑み、当土地改良区としましては、賦課金は据え置きし、

補助事業の有効活用やコストの削減、積立金の運用など適切な財政運営に努め、組合員の皆様に、新たな負担を求めず運営して参りたいと考えております。次に、「令和8年度収支予算（案）」でございますが、収入支出ともに、前年度比23.8パーセント減の6,379万円を措置しました。その内容は、先程もふれさせていただきましたが備前堀土地改良区の長い懸案であった「古筑田落の水路整備」が完了したことから、令和8年度以降は「水路の維持管理に係る経費」、「区の運営に係る経費」が主たるものとなってまいります。したがって、予算は経常的なものを中心となり、これまでの予算規模と比較し縮小したものでございます。今後も限られた財源の中、役・職員が知恵をだしあい、組合員の皆様と一体となり、今後の農業の発展と継続に資する取り組みを推進して参ります。

最後になりますが、総代の皆様には、各議案とも慎重審議いただき、全議案ともご承認頂きますようお願い申し上げますとともに、本日、お集まりの皆様お一人おひとりのご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、総代会に際しての、挨拶とさせていただきます。

■提出議案

議案第1号 令和6年度事業報告、収支決算の承認について

議案第2号 令和8年度経費の賦課及び徴収時期等について

議案第3号 令和8年度地区除外決済金について

議案第4号 令和8年度収支予算案について

議案第5号 債権の放棄について



■令和8年度賦課金と地区除外決済金の単価等が決定しました

令和8年度の賦課金、地区除外決済金の単価は、物価高騰により維持管理経費は増大していますが、一方で生産コストも上昇していることを鑑み賦課金、決済金ともにこれまでと同様の単価とすることに決定されました。〈議案第2号、第3号〉

▶令和8年度 賦課金について

賦課金は、土地改良法に基づき受益区域のかんがい施設及び排水路の維持管理費用に充てる目的で、年1回毎年1月1日現在の土地(田・畑)に対し、土地を所有されている方に賦課されます。なお、休耕・転作等についても通常通り賦課されます。

賦 課 地 区	久 喜 市	加 須 市	鴻 巣 市
1㎡当たりの賦課単価	2.11円	2.71円	2.71円
賦 課 地 目 (用 途)	田 及 び 畑		
賦 課 期 日	令 和 8 年 1 月 1 日		
賦 課 納 付 書 発 布 日	令 和 8 年 5 月 1 日	令 和 8 年 7 月 1 日	令 和 8 年 8 月 3 日
賦 課 金 納 入 期 限	令 和 8 年 6 月 2 日	令 和 8 年 7 月 31 日	令 和 8 年 8 月 31 日
口 座 振 替 日	令 和 8 年 5 月 28 日	令 和 8 年 7 月 28 日	令 和 8 年 8 月 28 日

※加須市に土地(農地)を所有されている組合員の皆様は、コンビニ等での支払いが可能となります。
詳しくは最終ページをご覧ください。

▶令和8年度 地区除外決済金について

地区除外決済金は、農地転用により土地改良区全体の農地が減少し、水路の維持管理に必要な組合員の皆様の賦課金が増加負担にならないよう、負担の公平を図るためのものです。農地を農地以外に転用する場合は、「農地転用等の通知書」「地区除外申請書」により通知願います。

令和8年度地区除外決済金 200円/㎡

財務状況と予算

令和6年度決算報告

収支決算書

令和7年5月31日現在(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1 土地改良事業収入	44,248,710	1 土地改良事業費支出	45,858,445
2 附帯事業収入	3,452,448	2 一般管理費支出	31,278,192
3 基本財産運用収入	0	3 借入金返済支出	3,456,060
4 特定資産運用収入	271,256	4 支払利息	214,823
5 補助金等収入	15,934,000	5 固定資産取得支出	3,212,000
6 交付金収入	7,380,000	6 基本財産積立支出	0
7 雑収入	766,844	7 特定資産積立支出	1,706,753
8 基本財産取崩収入	0	8 雑支出	419,850
9 特定資産取崩収入	15,000,000	9 次年度繰越金	14,589,897
10 繰越金	13,682,762	10 予備費	0
合 計	100,736,020	合 計	100,736,020

貸借対照表

令和7年3月31日現在(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1・流動資産	49,822,433	1・流動負債	40,204,525
現金及び預金	25,378,973	未払金	33,865,250
未収賦課金	1,129,460	預り金	239,826
その他未収金	23,314,000	賞与引当金	1,638,168
2・固定資産	749,514,451	短期借入金	3,489,281
(1) 基本財産積立金	45,720,174	適正化事業拠出金短期未払金	972,000
(2) 特定資産	687,852,540	2・固定負債	30,797,303
所有土地改良施設	447,937,991	公庫資金等長期借入金	23,558,146
職員退職給付引当積立資産	6,315,639	適正化事業拠出金長期未払金	1,476,000
役員退任慰労金積立資産	3,917,042	職員退職給付引当金	2,032,683
転用決済金積立資産	229,681,868	役員退任慰労引当金	3,730,474
(3) その他固定資産	15,941,737	負債合計	71,001,828
土地	10,986,317	正味財産の部	
建物	75,621	1・指定正味財産	343,045,529
車両運搬具	1	受取補助金(施設用)	343,045,529
器具備品等	93,060	所有土地改良施設受贈益	0
ソフトウェア	3,293,217	(うち特定資産への充当額)	343,045,529
長期未収賦課金等	1,861,342	2・一般正味財産	385,289,527
不納欠損引当金	△367,821	(うち特定資産への充当額)	342,774,328
3・繰延資産	0	正味財産合計	728,335,056
資産合計	799,336,884	負債及び正味財産合計	799,336,884

令和8年度収入支出予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に占める割合	科 目	予 算 額	予算に占める割合
1 土地改良事業収入	41,500	65.0%	1 土地改良事業費支出	18,171	28.5%
2 附帯事業収入	3,035	4.8%	2 一般管理費支出	39,038	61.2%
3 基本財産運用収入	1	0.0%	3 借入金返済支出	3,530	5.5%
4 特定資産運用収入	1,500	2.4%	4 支払利息	150	0.2%
5 補助金等収入	1	0.0%	5 固定資産取得支出	202	0.3%
6 交付金収入	1	0.0%	6 基本財産積立支出	1	0.0%
7 雑収入	581	0.9%	7 特定資産積立支出	1,701	2.7%
8 基本財産取崩収入	1	0.0%	8 雑支出	1	0.0%
9 特定資産取崩収入	12,002	18.8%	9 次年度繰越金	1	0.0%
10 繰越金	5,173	8.1%	10 予備費	1,000	1.6%
合 計	63,795	100.0%	合 計	63,795	100.0%

令和7年度に実施した主な事業

▶古筑田落排水路の整備

国、県、市[※]の補助金を活用し、計画的に進めてきた「古筑田落の排水路整備」は、最上流部まで残り100mの工事を[※]実施し、令和7年度をもってすべて完了しました。

- ・令和7年度の工事 工事場所：加須市上崎地区の約100m
事業費：11,792千円



施工前

加須市上崎地区
〈古筑田落起点〉



施工後

▶管理水路の維持管理

- ・大英寺落、古筑田落、八ヶ村落、五ヶ村落、磯沼落の除草、藻刈り

※カメムシの影響を考慮し6月～9月の間に2回実施しました。事業費：10,201千円

- ・堤塘敷の整備、雑木・高木等の伐採処分、ゴミや廃材などの不法投棄処分 など

事業費：2,552千円



(加須市割目地区)



(久喜市江面地区)

令和8年度以降に実施予定の主な事業

令和8年度の事業費予算は18,171千円で、主に水路の維持管理に要する費用を措置しました。

特に、水路内の土砂の堆積が著しく流水に影響がでている五ヶ村落（加須市今銚、油井ヶ島、大室地区等）は令和8年度から複数年の計画で浚渫工事を予定しています。また、引き続きカメムシの影響を考慮し、適切な時期に5つの管理水路の除草・藻刈りを実施します。

令和9年度以降には、[※]損壊が著しいコンクリート柵渠の補修や敷打ち、また堆積土砂により通水に支障のある箇所[※]の浚渫などを行う予定です。



加須市大室地内

- ・令和8年度の主な事業 五ヶ村落浚渫(加須市今銚地区 他)
管理水路の除草・藻刈り

- ・令和9年度以降に予定している主な事業
古筑田落コンクリート柵渠補修、敷打ち
浚渫（加須市下崎地区、鴻荃地区）

お知らせ ①

賦課金の納付が便利になりました

▶賦課金の納付場所について

・コンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済がご利用いただけるようになりました。

※納付書裏面をご確認のうえお支払い下さい。なお、納付期限を過ぎますとお支払いできませんのでご注意ください。

(コンビニエンスストア)

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、
ヤマザキデイリーストア、セイコーマート など

(スマホ決済)

PayPay、d払い、PayB、auPAY、FamiPay、楽天 Pay、楽天銀行 など

(金融機関窓口 等)

ほくさい農業協同組合、南彩農業協同組合 備前堀土地改良区事務所



○これまでご利用可能だった「埼玉りそな銀行」等の金融機関ではお取り扱いできませんのでご注意ください。なお、口座振替をご利用なさっている皆様はこれまで通りです。新たに口座振替をご希望される方は、備前堀土地改良区事務所にご連絡願います。便利な口座振替をご活用下さい。

○賦課金の未払いに対する問題解決に向け、令和7年度から弁護士法律事務所と徴収業務委託契約を締結いたしました。未納の方には弁護士事務所から納付書が送付されることとなりますので、期限までのお支払いをお願いします。

お知らせ ②

こんなときは届出、承認等が必要です

▶組合員異動届(組合員資格得喪通知)

農地の売買や賃貸借、相続等により、土地(農地)所有権の移動、耕作権の移動等、また、住所・氏名等に変更があったときは、必ず当土地改良区に届け出してください。

▶排水放流承認願

当土地改良区の区域内で、各家庭、事務所等からの排水(浄化槽排水、家庭雑排水、工場排水等)を当土地改良区管理水路に放流する際は、予め当土地改良区の承認が必要です。また、下記の負担金を要します。



・浄化槽設置負担金(承認書交付時) 浄化槽1人槽当り 3,000円、手数料 2,500円

※工場や事業所排水等、用途によっては年間の予定排水量による別途負担金が生じます。

——— ゴミのポイ捨てはやめてください! ———

●発行 備前堀土地改良区 〒347-0105 加須市騎西58番地6

TEL 0480-73-1242 FAX 0480-73-1644

Eメール bzn-122@kem.biglobe.ne.jp